

・成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第6条)</p> <p>第2章 特定事業の規制(第7条—第31条)</p> <p>第3章 雑則(第32条—第37条)</p> <p>第4章 罰則(第38条—第41条)</p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則</p> <p>    (目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂等の搬入による土地の埋立て、盛土及び堆積行為(以下「特定事業」という。)並びに土砂等の土質について、必要な規制を行うことにより、自然環境及び生活環境を<u>保全するとともに災害の発生を未然に防止し</u>、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。</p> <p>    (用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>土砂等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及び堆積行為の用に供するものをいう。</u></p> <p>(2) <u>採取土砂 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)、千葉県土採取条例(昭和49年千葉県条例第1号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許可又は認可がなされた採取場から</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第7条)</p> <p>第2章 特定事業の規制(第8条—第30条)</p> <p>第3章 雑則(第31条—第36条)</p> <p>第4章 罰則(第37条—第40条)</p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則</p> <p>    (目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂等の搬入による土地の埋立て、盛土及び堆積行為(以下「特定事業」という。)に伴う土砂等の土質について、必要な規制を行うことにより、自然環境及び生活環境を<u>保全し</u>、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。</p> <p>    (用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>土砂等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及び堆積行為の用に供するものをいう。</u></p> <p>(2) <u>特定事業区域 特定事業を行う土地の区域をいう。</u></p>

現行	改正案
<p><u>採取された土砂をいう。</u></p> <p><u>(3) 残土 土砂等のうち、採取土砂以外のものをいう。</u></p> <p><u>(4) 特定事業区域 特定事業を行う土地の区域をいう。</u></p> <p><u>(5) 一時堆積特定事業 特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として行うものをいう。</u></p> <p><u>(6) 特定事業場 一時堆積特定事業に供する施設及びその特定事業区域をいう。</u></p> <p><u>(7) 事業主等 特定事業を行う者(請負契約により特定事業を行う者を含む。)及び特定事業区域内の土地の所有者並びに一時堆積特定事業の場合にあつては、特定事業場内の土地の所有者をいう。</u></p> <p>(事業主等の責務)</p> <p>第3条 <u>事業主等は、特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。</u></p> <p>2 <u>事業主等は、特定事業に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。</u></p> <p>(排出事業者等の責務)</p>	<p><u>(3) 事業主 特定事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。</u></p> <p><u>(4) 工事施行者 特定事業に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。</u></p> <p>(事業主等の責務)</p> <p>第3条 <u>事業主及び工事施行者は、特定事業による土壌の汚染を未然に防止する責務を有する。</u></p> <p>2 <u>事業主及び工事施行者は、特定事業に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。</u></p> <p>(土地の所有者の責務)</p> <p>第4条 <u>土地の所有者は、特定事業を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該特定事業による土壌の汚染が発生するおそれのないことを確認し、当該おそれのある特定事業を行う者に対して当該土地を提供することがないようにしなければならない。</u></p> <p>(排出事業者等の責務)</p>

現行	改正案
<p><u>第4条</u> <u>残土</u>が発生する工事を行う者は、特定事業に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)に適合しない<u>残土</u>を特定事業の用に供することのないよう努めなければならない。</p> <p>2 土砂等を運搬する者は、特定事業に使用される<u>残土</u>を運搬しようとするときは、当該<u>残土</u>の汚染状況を確認し、特定事業による土壌の汚染が発生するおそれのある<u>残土</u>を運搬することのないよう努めなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>2 市は、<u>第9条</u>に規定する協議があったときは、当該協議に係る特定事業区域が属する地区の区長等地区を代表する者に、当該協議の内容に関する情報を提供しなければならない。</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(特定事業の許可)</p> <p><u>第7条</u> 事業主等は、次に掲げる特定事業を除き、<u>許認可行為(法令等に基づき許可又は認可を要する行為であって、規則で定めるものをいう。次条において同じ。)</u>を伴わない特定事業であって、<u>特定事業区域の面積が500平方メートル以上(500平方メートルに満たない特定事業であっても、特定事業区域に隣接する土地において、当該特定事業を行う日前3年以内に特定事業が行われ、又は行っている場合においては、当該特定事業区域と既に行われ、又は行っている特定事業区域の面積を合算して500平方メートル以上になるときを含む。ただし、事業主等のいずれもが異なる場合は、この限りでない。)</u>のものを行おうとするときは、<u>特定事業区域ごとに市長の許可を受けなければならない。</u></p>	<p><u>第5条</u> <u>土砂等</u>が発生する工事を行う者は、特定事業に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)に適合しない<u>土砂等</u>を特定事業の用に供することのないよう努めなければならない。</p> <p>2 土砂等を運搬する者は、特定事業に使用される<u>土砂等</u>を運搬しようとするときは、当該<u>土砂等</u>の汚染状況を確認し、特定事業による土壌の汚染が発生するおそれのある<u>土砂等</u>を運搬することのないよう努めなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p><u>第7条</u> 略</p>

現行	改正案
<p>(1) <u>国，地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う特定事業(第16条第1号において「公共特定事業」という。)</u></p> <p>(2) <u>採取土砂の販売を目的とする一時堆積特定事業</u></p> <p>2 <u>市長は，前項の許可をするときは，生活環境の保全及び災害の防止を図るため，必要な条件を付することができる。</u></p> <p><u>(土質に関する許可等)</u></p> <p><u>第8条 事業主等は，残土を用いて許認可行為を伴う特定事業を行おうとするときは，当該残土を用いることについて，特定事業区域ごとに市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>事業主等は，採取土砂のみを用いて許認可行為を伴う特定事業を行おうとするときは，当該採取土砂を用いることについて，特定事業区域ごとに市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(事前協議)</u></p> <p><u>第9条 第7条第1項，前条第1項，第12条第1項若しくは第13条第1項の許可を受け，又は前条第2項の規定による届出をしようとする事業主等は，あらかじめ次に掲げる事項を記載した書類及び図面(第12条第1項又は第13条第1項の許可を受けようとする場合にあっては，変更に係るものに限る。)により，市長に協議しなければならない。</u></p>	<p><u>(土質に関する許可等)</u></p> <p><u>第8条 事業主は，次に掲げるものを除き，特定事業であつて特定事業区域の面積が500平方メートル以上のものを行おうとするときは，あらかじめ特定事業区域ごとに市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>国，地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う特定事業(第15条第1号において「公共特定事業」という。)</u></p> <p>(2) <u>他の場所への搬出を目的として行う土砂等の堆積行為(一定期間の経過後に土砂等を除却するものに限る。)</u></p> <p>(3) <u>通常の管理行為として行う特定事業で規則で定めるもの</u></p> <p>2 <u>市長は，前項の許可をするときは，生活環境の保全を図るため，必要な条件を付することができる。</u></p> <p><u>(特定事業に係る土地所有者の同意)</u></p> <p><u>第9条 前条の許可の申請をしようとする者は，あらかじめ規則で定めるところにより，当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し，次条第1項第1号から第11号までに掲げる事項を説明し，その同意を得なければならない。</u></p>

現行	改正案
<p><u>(1) 特定事業計画書</u></p> <p><u>(2) 特定事業区域(一時堆積特定事業の場合にあっては、特定事業場。次号並びに次条第1項第8号、第12号及び第13号並びに第11条第1項第2号及び第10号から第13号まで並びに第17条第1項において同じ。)の土地の登記事項証明書</u></p> <p><u>(3) 特定事業区域及びその周辺の土地に係る公図の写しで、特定事業区域に隣接する土地の所有者を記したもの</u></p> <p><u>(4) 特定事業区域の位置図</u></p> <p><u>(5) 土砂等の搬入計画</u></p> <p><u>(6) 特定事業区域の現況平面図及び断面図</u></p> <p><u>(7) 特定事業区域の計画平面図及び断面図</u></p> <p><u>(8) 特定事業に使用する土砂等の予定量の計算書</u></p> <p><u>(9) 特定事業区域の表土の地質の状況(表土と特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造)</u></p> <p><u>(10) 住民説明会の計画書(前条の特定事業を除く。)</u></p> <p><u>(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による協議が整ったときは、その旨を事業主等に通知するものとする。</u></p> <p>(許可の申請等)</p>	<p><u>2 前項に定めるもののほか、前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者(同項に規定する土地の所有者を除く。)の同意を得なければならない。</u></p> <p>(許可の申請等)</p>

現行	改正案
<p>第10条 <u>事業主等は、第7条第1項の許可を受けようとするときは、第1号から第9号までに掲げる事項を記載した申請書に、第10号から第13号までに掲げる書類及び図面、前条第2項の規定による通知並びに規則で定める書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>現場事務所(土砂等の搬入(一時堆積特定事業の場合にあっては、搬入及び搬出)を管理するための事務所をいう。以下同じ。)その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) <u>特定事業を行っている間において、特定事業区域外への当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u></p> <p>(10) 略</p>	<p>第10条 <u>事業主は、第8条第1項の許可を受けようとするときは、第1号から第10号までに掲げる事項を記載した申請書に、第11号及び第12号に掲げる書類及び図面並びに規則で定める書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業主の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>特定事業の目的</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>工事施行者の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(5) <u>現場事務所(土砂等の搬入を管理するための事務所をいう。以下同じ。)その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) <u>特定事業区域の表土の地質の状況(表土と特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造)</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>

現行	改正案
<p><u>(11) 住民説明会の報告書</u></p> <p><u>(12) 特定事業区域に隣接する土地の所有者(事業主等を除く。次条第1項第12号において同じ。)全ての承諾書</u></p> <p><u>(13) 特定事業区域から300メートル以内に居住する世帯の世帯主の総数の10分の8以上の承諾書</u></p> <p><u>2 事業主等は、一時堆積特定事業に係る第7条第1項の許可を受けようとするときは、前項(第4号を除く。)に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 一時堆積特定事業に使用する土砂等の搬入及び搬出の年間予定量</u></p> <p><u>(2) 一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造</u></p> <p><u>3 市長は、前各項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、当該申請をした事業主等に通知するものとする。</u></p> <p><u>4 事業主等は、第8条第1項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p><u>(2) 特定事業の目的</u></p> <p><u>(3) 特定事業区域の位置及び面積</u></p> <p><u>5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、当該申請をした事業主等に通知するものとする。</u></p>	<p><u>(12) 前条に規定する同意を得たことを証する書面</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、当該申請をした事業主に通知するものとする。</u></p>

現行	改正案
<p>6 <u>事業主等は、第8条第2項の規定により届け出ようとするときは、第4項各号に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(許可の基準)</p> <p>第11条 市長は、<u>第7条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>事業主等が次のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p>ア <u>第25条又は第28条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者</u></p> <p>イ <u>第26条第1項又は第27条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る成田市行政手続条例(平成9年条例第1号)第15条の規定による通知のあった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。)であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)。ただし、事業主等が第26条第1項第1号又は第6号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りではない。</u></p> <p>ウ <u>特定事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるとに足りる相当の理由がある者</u></p> <p>エ <u>成田市暴力団排除条例(平成24年条例第39号)第2条第3号に規定する暴</u></p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第11条 市長は、<u>前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>第9条に規定する同意を得ていること。</u></p>

現行	改正案
<p><u>力団員等(以下「暴力団員等」という。)</u></p> <p><u>オ 営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。)がアからエまでのいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>カ 法人で、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p><u>キ 個人で規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p><u>ク 暴力団員等がその事業活動を支配する者</u></p> <p><u>(2) 特定事業により、特定事業区域及びその周辺における道路、河川、水路その他の公共施設の維持管理上支障が生じないこと。</u></p> <p><u>(3) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所(以下「発生場所」という。)が特定していること。</u></p> <p><u>(6) 特定事業が3年(一時堆積特定事業の場合にあつては、1年)以内に完了するものであること。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 特定事業区域の表土が安全基準に適合していること。ただし、一時堆積特定事業の場合であつて、当該表土と使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められるときは、この限りでない。</u></p>	<p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 特定事業区域の表土が安全基準に適合していること。</u></p>

現行	改正案
<p><u>(9) 前条第1項第6号の特定事業に使用する土砂等の搬入計画において、第7条第1項の許可を受けた日から6月以内に土砂等の搬入を開始する計画となっていること。</u></p> <p><u>(10) 特定事業を行っている間において、特定事業区域外への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 特定事業区域に隣接する土地の所有者全ての承諾を得ていること。</u></p> <p><u>(13) 特定事業区域から300メートル以内に居住する世帯の世帯主の総数の10分の8以上の承諾を得ていること。</u></p> <p><u>2 市長は、第7条第1項の許可の申請が一時堆積特定事業によるものである場合にあっては、当該申請が前項各号(第3号、第5号及び第10号を除く。)及び次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。</u></p> <p><u>(1) 特定事業場の構造が、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(2) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。</u></p> <p><u>3 市長は、第8条第1項の許可の申請に係る残土が安全基準に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。</u></p> <p><u>(特定事業の変更許可等)</u></p> <p><u>第12条 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、第10条第1項各号(第11号から</u></p>	<p><u>(6) 前条第1項第8号の特定事業に使用する土砂等の搬入計画において、同条第1項の許可を受けた日から6月以内に土砂等の搬入を開始する計画となっていること。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>

現行	改正案
<p><u>第13号までを除く。)又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の許可を受けようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p><u>(2) 変更の内容及びその理由</u></p> <p><u>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、当該申請をした事業主等に通知するものとする。</u></p> <p><u>4 第7条第1項の許可に係る特定事業の期間の変更は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えることができない。</u></p> <p><u>5 第7条第1項の許可に係る特定事業区域の面積の変更は、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えることができない。</u></p> <p><u>6 第7条第1項の許可に係る一時堆積特定事業は、特定事業区域の面積を変更することができない。</u></p> <p><u>7 第7条第2項並びに前条第1項(第9号を除く。)及び第2項の規定は、第1項の許可について準用する。</u></p> <p><u>8 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p>	

現行	改正案
<p>(2) <u>変更の内容及びその理由</u> (土質に関する変更許可等)</p> <p><u>第13条</u> 第8条第1項の許可を受けた<u>事業主等</u>が、当該許可に係る内容を<u>変更しようとするときは</u>、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする<u>事業主等</u>は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、当該申請をした<u>事業主等</u>に通知するものとする。</p> <p><u>4 第8条第2項の規定による届出をした事業主等は、当該届出に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(名義貸しの禁止)</p> <p><u>第14条</u> 第7条第1項若しくは第8条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした<u>事業主等</u>(以下「許可事業主等」という。)は、自己の名義をもって、第三者に<u>当該許可又は届出に係る特定事業を行わせてはならない。</u></p>	<p>(土質に関する変更許可等)</p> <p><u>第12条</u> 第8条第1項の許可を受けた<u>事業主</u>(以下「許可事業主」という。)が、当該許可に係る内容について<u>変更(規則で定める軽微な変更を除く。)</u>をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。<u>この場合においては、第9条の規定を準用する。</u></p> <p>2 前項の許可を受けようとする<u>許可事業主</u>は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) <u>許可事業主の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、当該申請をした<u>許可事業主</u>に通知するものとする。</p> <p><u>4 許可事業主は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>許可事業主の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>変更の内容及びその理由</u></p> <p>(名義貸しの禁止)</p> <p><u>第13条</u> <u>許可事業主</u>は、自己の名義をもって、第三者に<u>その許可に係る特定事業を行わせてはならない。</u></p>

現行	改正案
<p>(特定事業の開始の届出)</p> <p><u>第15条</u> 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を開始したときは、開始した日から起算して7日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p><u>第16条</u> 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを届出書に添付して、市長に届け出なければならない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの全部又は一部を省略させることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 土砂等が採取土砂であって、採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。</p> <p>(3) <u>土砂等が第7条第1項の許可を受けた一時堆積特定事業の特定事業区域から搬入されるものであるとき。</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>(特定事業の開始の届出)</p> <p><u>第14条</u> 許可事業主は、その許可に係る特定事業を開始したときは、開始した日から起算して7日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p><u>第15条</u> 許可事業主は、その許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等が発生し、又は採取された場所(以下「発生場所」という。)ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを届出書に添付して、市長に届け出なければならない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの全部又は一部を省略させることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 土砂等が採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)、千葉県土採取条例(昭和49年千葉県条例第1号)その他の法令及び条例に基づき許可又は認可がなされた採取場から採取された土砂であって、採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。</p> <p>(3) 略</p>

現行	改正案
<p>(標識の設置等)</p> <p><u>第17条</u> 第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る特定事業区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業を行っている間、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。</p> <p>2 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界に、その境界を明らかにする表示を行わなければならない。</p> <p>(土砂等管理台帳の作成等)</p> <p><u>第18条</u> 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業に使用した土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した管理台帳を作成し、年度ごとに閉鎖しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>第7条第1項の許可を受けた一時堆積特定事業を行う事業主等は、当該一時堆積特定事業に使用した土砂等について、発生場所ごとに、前項第1号及び第2号に掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載した管理台帳を作成し、当該許可を受けた日から1年で閉鎖しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>特定事業区域から搬出された土砂等の1日ごとの量及びその搬出先ごとの内訳</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u></p> <p>3 許可事業主等は、規則で定めるところにより、定期的に、その許可又は届出に係る特定事業に使用した土砂等について、報告書に前各項の規定により作成した管理台帳の写し並びに規則で定める書類及び図面を添付して、市長に報告しなければならない。ただし、市長は、当該特定事業のうちその期間が1</p>	<p>(標識の設置等)</p> <p><u>第16条</u> 許可事業主は、その許可に係る特定事業区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業を行っている間、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。</p> <p>2 許可事業主は、その許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界に、その境界を明らかにする表示を行わなければならない。</p> <p>(土砂等管理台帳の作成等)</p> <p><u>第17条</u> 許可事業主は、その許可に係る特定事業に使用した土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した管理台帳を作成し、年度ごとに閉鎖しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 許可事業主は、規則で定めるところにより、定期的に、その許可に係る特定事業に使用した土砂等について、報告書に前各項の規定により作成した管理台帳の写し並びに規則で定める書類及び図面を添付して、市長に報告しなければならない。ただし、市長は、当該特定事業のうちその期間が1月以内のも</p>

現行	改正案
<p>月以内のものその他市長が特に認めるものにあつては、当該規則で定める書類及び図面の全部又は一部を省略させることができる。</p> <p>(地質検査等の報告)</p> <p><u>第19条</u> 許可事業主等は、規則で定めるところにより、定期的に、その許可又は届出に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域(当該許可に係る特定事業が一時堆積特定事業の場合にあつては、特定事業場)外への排水についての水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</p> <p>2 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに土砂等の搬入を停止し、その旨を市長に報告しなければならない。</p> <p>(特定事業の廃止等)</p> <p><u>第20条</u> 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面を添付して、市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じなければならない。ただし、休止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出を要しない。</p> <p>2 市長は、前項本文の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出の内容が特定事業の廃止又は休止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。</p> <p>3 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を廃止したときは、遅滞</p>	<p>のその他市長が特に認めるものにあつては、当該規則で定める書類及び図面の全部又は一部を省略させることができる。</p> <p>(地質検査等の報告)</p> <p><u>第18条</u> 許可事業主は、規則で定めるところにより、定期的に、その許可に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域外への排水についての水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</p> <p>2 許可事業主は、その許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに土砂等の搬入を停止し、その旨を市長に報告しなければならない。</p> <p>(特定事業の廃止等)</p> <p><u>第19条</u></p> <p>許可事業主は、その許可に係る特定事業を廃止し、又は休止したときは、遅</p>

現行	改正案
<p>なく、規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面(当該規則で定める図面のうち第1項本文の規定により添付したものを除く。)を添付して、市長に届け出なければならない。</p> <p>4 前項の規定による届出があったときは、<u>第7条第1項又は第8条第1項の許可</u>は、その効力を失う。</p> <p>5 市長は、<u>第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているかどうか及び第1項本文の措置が講じられているかどうかの確認</u>を行い、その結果を当該届出をした<u>許可事業主等</u>に通知しなければならない。</p> <p>6 前項の規定により、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合していない旨又は当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた<u>許可事業主等</u>は、当該土砂等を撤去し、又は当該措置を講じなければならない。 (特定事業の完了)</p> <p><u>第21条</u> 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業が完了する2月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面を添付して、市長に届け出なければならない。ただし、当該特定事業の期間が2月未満であるときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項本文の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。</p> <p>3 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を完了したときは、遅滞なく、規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面(当該規則で定</p>	<p>滞なく、規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面を添付して、市長に届け出なければならない。ただし、休止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出を要しない。</p> <p>2 前項の規定による<u>廃止に係る届出</u>があったときは、第8条第1項の許可は、その効力を失う。</p> <p>3 市長は、<u>第1項</u>の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした<u>許可事業主</u>に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定により、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合していない旨の通知を受けた<u>許可事業主</u>は、当該土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (特定事業の完了)</p> <p><u>第20条</u></p> <p><u>許可事業主</u>は、その許可に係る特定事業を完了したときは、遅滞なく、規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面を添付して、市長に届け</p>

現行	改正案
<p>める図面のうち第1項本文の規定により添付したものを除く。)を添付して、市長に届け出なければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業が<u>第7条第1項若しくは第8条第1項の許可又は同条第2項の規定による届出</u>の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を前項の規定による届出をした<u>許可事業主等</u>に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合していない旨又は当該届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、当該土砂等を撤去し、又は当該措置を講じなければならない。</p> <p>(特定事業の終了等)</p> <p>第22条 <u>許可事業主等</u>は、その許可又は届出に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは同日の2月前の日までに、当該特定事業の期間が2月未満であるときは速やかに、<u>当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面を添付して、市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>許可事業主等</u>は、その許可又は届出に係る特定事業を終了したときは、遅滞なく、規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面(当該規則で定</p>	<p>出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業が第8条第1項の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を前項の規定による届出をした<u>許可事業主</u>に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合していない旨の通知を受けた許可事業主は、<u>当該土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)</u>を撤去し、又は当該特定事業による<u>土壌の汚染を防止するために必要な措置</u>を講じなければならない。</p> <p>(特定事業の終了等)</p> <p>第21条 <u>許可事業主</u>は、その許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは同日の2月前の日までに、当該特定事業の期間が2月未満であるときは速やかに、規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面を添付して、市長に届け出て、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>許可事業主</u>は、その許可に係る特定事業を終了したときは、遅滞なく、規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める図面(当該規則で定める図面</p>

現行	改正案
<p>める図面のうち第1項の規定により添付したものを除く。)を添付して、市長に届け出なければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているかどうか及び<u>第1項の措置が講じられているかどうかの確認</u>を行い、その結果を当該届出をした許可事業主等に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合していない旨又は当該届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、当該土砂等を撤去し、又は当該措置を講じなければならない。</p> <p>(譲受け)</p> <p><u>第23条 第7条第1項の許可を受けた事業主等から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前項の許可を受けようとする者が、営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)</u></p>	<p>のうち第1項の規定により添付したものを除く。)を添付して、市長に届け出なければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているかどうかの<u>確認</u>を行い、その結果を当該届出をした<u>許可事業主</u>に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合していない旨の通知を受けた許可事業主は、<u>当該土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)</u>を撤去し、又は<u>当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置</u>を講じなければならない。</p> <p>(譲受け)</p> <p><u>第22条 許可事業主からその許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第9条の規定を準用する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>許可事業主の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) 略</p>

現行	改正案
<p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項の許可の基準については、第11条の規定(<u>第1項第1号</u>に係る部分に限る。)を準用する。</p> <p>5 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る<u>第7条第1項の許可を受けた事業主等</u>のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>6 <u>第8条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした事業主等から当該許可又は届出に係る特定事業の全部を譲り受けた者は、当該事業主等のこの条例の規定による地位を承継する。</u></p> <p>7 <u>前項の規定により、第8条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした事業主等の地位を承継した者は、遅滞なく、届出書にその事実を証する書面を添付して、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(相続等)</p> <p>第24条 <u>許可事業主等</u>について相続、合併又は分割(その許可又は届出に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその許可若しくは届出に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該<u>許可事業主等</u>のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により<u>許可事業主等</u>の地位を承継した者は、遅滞なく、届出書にその事実を証する書面を添付して、市長に届け出なければならない。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第25条 <u>市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災</u></p>	<p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項の許可の基準については、第11条の規定(<u>第1号</u>に係る部分に限る。)を準用する。</p> <p>5 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る<u>許可事業主</u>のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>(相続等)</p> <p>第23条 <u>許可事業主</u>について相続、合併又は分割(その許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該<u>許可事業主</u>のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により<u>許可事業主</u>の地位を承継した者は、遅滞なく、届出書にその事実を証する書面を添付して、市長に届け出なければならない。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第24条</p>

現行	改正案
<p><u>害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第7条第1項の許可を受けた事業主等に対し、当該特定事業の停止及び当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u></p> <p>2 市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、<u>当該特定事業を行う許可事業主等</u>に対し、<u>当該特定事業の停止並びに当該土砂等の撤去及び当該土砂等の搬入による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u></p> <p>3 市長は、<u>第7条第1項、第8条第1項、第12条第1項又は第13条第1項の規定に違反して特定事業を行った者</u>に対し、<u>当該特定事業に使用された土砂等の撤去を命ずることができる。</u></p>	<p>市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、<u>当該特定事業を行う許可事業主</u>に対し、<u>当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)</u>を撤去し、<u>若しくは当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u></p> <p>2 市長は、<u>第8条第1項又は第12条第1項の規定に違反して特定事業を行った者</u>に対し、<u>当該特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)</u>を撤去し、又は<u>当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u> (特定事業に係る土地の所有者の義務)</p> <p><u>第25条 土地の所有者は、第9条第1項(第12条第1項及び第22条第1項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の同意をしようとするときは、第10条第1項第1号から第11号までに掲げる事項を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>第9条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければな</u></p>

現行	改正案
<p>(特定事業許可の取消し)</p> <p><u>第26条 市長は、第7条第1項の許可を受けた事業主等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>第7条第1項の許可に係る特定事業を引き続き1年以上行っていないとき。</u></p> <p>(2) <u>偽りその他不正な手段により第7条第1項、第12条第1項又は第23条第1項の許可を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>第7条第2項の条件に違反したとき。</u></p> <p>(4) <u>第12条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を当該許可を受けないで変更したとき。</u></p> <p>(5) <u>第16条から第19条まで及び第35条第2項の規定に違反したとき。</u></p> <p>(6) <u>第24条第1項の規定により第7条第1項の許可を受けた事業主等の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第11条第1項第1号アからクまでのいずれかに該当するとき。</u></p> <p>(7) <u>前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。</u></p> <p>(8) <u>第11条第1項第1号エ若しくはクに該当するに至ったとき又は第7条第1項の許可を受けた当時同号エ若しくはクに該当していたことが判明したとき。</u></p>	<p><u>らない。</u></p> <p>(特定事業に係る土地の所有者に対する措置命令)</p> <p><u>第26条 市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該特定事業に係る第9条第1項の同意をした土地の所有者に対し、当該特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u></p>

現行	改正案
<p>(9) <u>第11条第1項第1号オからキまで(同号エに係るものに限る。)</u>のいずれかに該当するに至ったとき又は<u>第7条第1項の許可を受けた当時同号オからキまで(同号エに係るものに限る。)</u>のいずれかに該当していたことが判明したとき。</p> <p>2 <u>前項の規定により許可の取消しを受けた事業主等は,当該取消しに係る特定事業に使用した土砂等を撤去し,又は土砂等の崩落,飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(土質許可の取消し)</p> <p>第27条 市長は,<u>第8条第1項の許可を受けた事業主等</u>が次の各号のいずれかに該当するときは,<u>当該許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により<u>第8条第1項又は第13条第1項</u>の許可を受けたとき。</p> <p>(2) <u>第13条第1項</u>の規定により許可を受けなければならない事項を当該許可を受けないで変更したとき。</p> <p>(3) <u>第16条から第19条まで及び第35条第2項</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(4) <u>第25条第2項</u>の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により許可の取消しを受けた<u>事業主等は,当該取消しに係る特定事業に使用した土砂等を撤去し</u>なければならない。</p> <p>(廃止,完了,終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)</p> <p>第28条 市長は,<u>第20条第6項,第21条第5項,第22条第5項,第26条第2項又は前条第2項</u>の規定に違反した<u>事業主等</u>に対し,その特定事業に使用された土</p>	<p>(土質許可の取消し)</p> <p>第27条 市長は,<u>許可事業主</u>が次の各号のいずれかに該当するときは,<u>その許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により<u>第8条第1項又は第12条第1項</u>の許可を受けたとき。</p> <p>(2) <u>第12条第1項</u>の規定により許可を受けなければならない事項を当該許可を受けないで変更したとき。</p> <p>(3) <u>第15条から第18条まで及び第34条第2項</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(4) <u>第24条第1項</u>の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により許可の取消しを受けた<u>事業主は,当該取消しに係る特定事業に使用した土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)</u>を撤去し,又は当該特定事業による<u>土壌の汚染を防止するために必要な措置を執ら</u>なければならない。</p> <p>(廃止,完了,終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)</p> <p>第28条 市長は,<u>第19条第4項,第20条第3項,第21条第5項又は前条第2項</u>の規定に違反した<u>事業主</u>に対し,その特定事業に使用された土砂等(<u>当該土砂等</u></p>

現行	改正案
<p>砂等の撤去又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(関係書類等の保存)</p> <p>第29条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業について第20条第3項の規定による廃止の届出、第21条第3項の規定による完了の届出若しくは第22条第3項の規定による終了の届出をした日又は第26条第1項若しくは第27条第1項の規定による取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関し、この条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。</p> <p>2 許可事業主等は、第18条の管理台帳を閉鎖後5年間保存しなければならない。</p> <p>(小規模特定事業に対する安全基準に関する措置命令等)</p> <p>第30条 事業主等は、特定事業区域の面積が500平方メートル未満の特定事業(以下「小規模特定事業」という。)を行うときは、安全基準に適合しない土砂等を使用してはならない。</p> <p>2 市長は、小規模特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該小規模特定事業の事業主等に対し、当該土砂等の撤去又は当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p>	<p>により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(関係書類等の保存)</p> <p>第29条 許可事業主は、その許可に係る特定事業について第19条第1項の規定による廃止の届出、第20条第1項の規定による完了の届出若しくは第21条第3項の規定による終了の届出をした日又は第27条第1項の規定による取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関し、この条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。</p> <p>2 許可事業主は、第17条の管理台帳を閉鎖後5年間保存しなければならない。</p> <p>(安全基準に適合しない土砂等による特定事業の禁止等)</p> <p>第30条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、特定事業を行ってはならない。</p> <p>2 市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該特定事業を行っている者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該特定事業を行い、又は行った者に対し、当該特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土</p>

現行	改正案
<p>(小規模特定事業に対する崩落等の防止に関する措置命令等)</p> <p><u>第31条</u> 事業主等は、小規模特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めたときは、当該小規模特定事業の事業主等に対し、当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p><u>第32条</u> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、<u>事業主等</u>に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p><u>第33条</u> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、<u>事業主等の現場事務所、特定事業場</u>その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>第34条</u> 略</p> <p>(縦覧)</p> <p><u>第35条</u> 市長は、<u>第7条第1項若しくは第8条第1項の許可又は同条第2項の規定による届出</u>に係る特定事業が行われている間、当該特定事業に関し、この条例の規定により提出された書類及び図面を縦覧に供するものとする。</p>	<p><u>砂等を含む。)を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u></p> <p>(報告の徴収)</p> <p><u>第31条</u> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、<u>事業主及び工事施行者</u>に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p><u>第32条</u> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、<u>事業主及び工事施行者の現場事務所</u>その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>第33条</u> 略</p> <p>(縦覧)</p> <p><u>第34条</u> 市長は、<u>第8条第1項の許可</u>に係る特定事業が行われている間、当該特定事業に関し、この条例の規定により提出された書類及び図面を縦覧に供するものとする。</p>

現行	改正案
<p>2 許可事業主等は、その許可若しくは届出に係る特定事業の現場事務所又は市長が指定する場所において、当該特定事業を行っている間、当該特定事業に関し、この条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに<u>第18条</u>の管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p><u>第36条</u> 第7条第1項又は第12条第1項の許可を受けようとする事業主等は、1特定事業区域につき、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額を手数料として納めなければならない。</p> <p>(1) <u>第7条第1項の許可に係る申請手数料(特定事業区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満) 20,000円</u></p> <p>(2) <u>第7条第1項の許可に係る申請手数料(特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上) 48,000円</u></p> <p>(3) <u>第12条第1項の許可に係る申請手数料(第7条第1項の許可に係る特定事業区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満) 10,000円</u></p> <p>(4) <u>第12条第1項の許可に係る申請手数料(第7条第1項の許可に係る特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上) 28,000円</u></p> <p>2 第8条第1項又は<u>第13条第1項</u>の許可を受けようとする事業主等は、1特定事業区域につき、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額を手数料として納めなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第13条第1項</u>の許可に係る申請手数料 5,000円</p> <p>3 <u>第23条第1項</u>の許可を受けようとする事業主等は、1特定事業区域につき</p>	<p>2 許可事業主は、その許可に係る特定事業の現場事務所又は市長が指定する場所において、当該特定事業を行っている間、当該特定事業に関し、この条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに<u>第17条</u>の管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p><u>第35条</u></p> <p>第8条第1項又は<u>第12条第1項</u>の許可を受けようとする事業主は、1特定事業区域につき、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額を手数料として納めなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第12条第1項</u>の許可に係る申請手数料 5,000円</p> <p>2 <u>第22条第1項</u>の許可を受けようとする事業主は、1特定事業区域につき<u>5,000</u></p>

現行	改正案
<p><u>28,000円</u>を手数料として納めなければならない。</p> <p><u>第37条</u> 略 (罰則)</p> <p><u>第38条</u> 略</p> <p>(1) <u>第7条第1項, 第8条第1項, 第12条第1項, 第13条第1項又は第23条第1項</u>の規定に違反して特定事業を行った<u>事業主等</u></p> <p>(2) <u>第14条</u>の規定に違反して, 第三者に特定事業を行わせた<u>事業主等</u></p> <p>(3) <u>第25条第1項, 第2項若しくは第3項, 第28条, 第30条第2項又は第31条第2項</u>の規定による命令に違反した<u>事業主等</u></p> <p><u>第39条</u> 略</p> <p>(1) <u>第16条本文</u>の規定による届出をせず, 又は虚偽の届出をした<u>事業主等</u></p> <p>(2) <u>第18条第1項又は第2項</u>の規定に違反して, 管理台帳を作成せず, 又はこれらの規定に規定する事項を記載せず, 若しくは虚偽の記載をした<u>事業主等</u></p> <p>(3) <u>第18条第3項本文, 第19条第1項若しくは第2項又は第32条</u>の規定による報告をせず, 又は虚偽の報告をした<u>事業主等</u></p> <p>(4) <u>第29条第2項</u>の規定に違反して, 管理台帳を保存しなかった<u>事業主等</u></p> <p>(5) <u>第33条第1項</u>の規定による立入検査を拒み, 妨げ, 若しくは忌避し, 又は同項の規定による質問に対して答弁をせず, 若しくは虚偽の答弁をした</p>	<p><u>円</u>を手数料として納めなければならない。</p> <p><u>3</u> <u>手数料の納付後において, 申請事項を変更し, 又は取り消しても既に納付した手数料は, 還付しない。ただし, 市長は, 特別の事由があると認めるときは, その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>第36条</u> 略 (罰則)</p> <p><u>第37条</u> 略</p> <p>(1) <u>第8条第1項, 第12条第1項又は第22条第1項</u>の規定に違反して特定事業を行った<u>者</u></p> <p>(2) <u>第13条</u>の規定に違反して, 第三者に特定事業を行わせた<u>者</u></p> <p>(3) <u>第24条第1項若しくは第2項, 第26条, 第28条又は第30条第2項若しくは第3項</u>の規定による命令に違反した<u>者</u></p> <p><u>第38条</u> 略</p> <p>(1) <u>第15条本文</u>の規定による届出をせず, 又は虚偽の届出をした<u>者</u></p> <p>(2) <u>第17条第1項</u>の規定に違反して, 管理台帳を作成せず, 又はこれらの規定に規定する事項を記載せず, 若しくは虚偽の記載をした<u>者</u></p> <p>(3) <u>第17条第2項本文, 第18条第1項若しくは第2項又は第31条</u>の規定による報告をせず, 又は虚偽の報告をした<u>者</u></p> <p>(4) <u>第29条第2項</u>の規定に違反して, 管理台帳を保存しなかった<u>者</u></p> <p>(5) <u>第32条第1項</u>の規定による立入検査を拒み, 妨げ, 若しくは忌避し, 又は同項の規定による質問に対して答弁をせず, 若しくは虚偽の答弁をした</p>

現行	改正案
<p data-bbox="219 263 327 292"><u>事業主等</u></p> <p data-bbox="163 316 304 344"><u>第40条</u> 略</p> <p data-bbox="192 368 1111 491">(1) <u>第12条第8項，第15条，第20条第3項，第21条第3項，第22条第3項，第23条第7項又は第24条第2項</u>の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした<u>事業主等</u></p> <p data-bbox="192 515 1111 592">(2) <u>第17条第1項又は第2項</u>の規定に違反して，標識を設置せず，又は境界を明らかにする表示を行わなかった<u>事業主等</u></p> <p data-bbox="192 616 1111 692">(3) <u>第29条第1項</u>の規定に違反して，書類又は図面の写しを保存しなかった<u>事業主等</u></p> <p data-bbox="163 716 304 745"><u>第41条</u> 略</p>	<p data-bbox="1189 263 1223 292"><u>者</u></p> <p data-bbox="1135 316 1276 344"><u>第39条</u> 略</p> <p data-bbox="1164 368 2083 445">(1) <u>第12条第4項，第14条，第19条第1項，第20条第1項，第21条第3項又は第23条第2項</u>の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした<u>者</u></p> <p data-bbox="1164 515 2083 592">(2) <u>第16条第1項又は第2項</u>の規定に違反して，標識を設置せず，又は境界を明らかにする表示を行わなかった<u>者</u></p> <p data-bbox="1164 616 2083 692">(3) <u>第29条第1項</u>の規定に違反して，書類又は図面の写しを保存しなかった<u>者</u></p> <p data-bbox="1135 716 1276 745"><u>第40条</u> 略</p>